

# 令和5年第11回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年11月27日
		13時30分～15時18分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和5年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和5年11月27日「令和5年第11回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、  
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第58号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第60号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第61号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
日程第5	議案第62号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (4) 生産緑地の斡旋について

(5) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、7番委員と8番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況、(2)農地異動状況、(3)県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地移動状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号29についてですが、お諮りをいたします。受付番号29と30

は譲渡人と譲受人が交換による有効利用の事由であることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

まず受付番号29です。申請地は、中新田■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■、ほか1名、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、交換による有効利用でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1-1でございます。

続きまして、受付番号30、申請地は、中新田■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■、ほか1名、権利の種類は、所有権の移転、目的は、交換による有効利用でございます。こちらの現地の案内図及び写真につきましては、資料2-1でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

市内の方と市外の方の間での権利移動になります。地区委員の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 この件ですけれども、今月の1日ですか、ご本人、■■■さんが見えられてまして、実はこの■■■さんは中新田丸田地区土地区画整理事業の関係で、ここからも見えるのですけれども、自宅も計画内に入っております、いろいろと経過があったみたいなのですけれども、自宅のほうも移転すると決めたということで説明を受けまして、畑とか田んぼも、資料2にありますけれども、所有してまして、本人も高齢であり、2年前から田んぼもJAを通じて中部営農組合に作付けから何かからお願いしているということで、自分では

やっていない、そういった経過を話し合いまして、進んでいる間に綾瀬の■■■■さんですか、ちょうど計画内の田んぼを所有しております、ご本人は10年ぐらい作付けしたいということで、代替を探しているという話を聞きまして、■■■さんがそういう具合なので、交換というか、そういう話が進みまして、■■■さんもちょうど近くて、適しているということで、了解を得まして、そういう経過となりまして、交換の許可申請の話を受けました。今月8日ですか、業者ですね、■■■さんの担当者も見えられまして、同じく説明を受けまして、問題なくということで、許可申請した具合でございます。

以上でございます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明を一括でお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 まずは受付番号29の詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において■■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■■さんが53年、■■■さんが50年、■■■さん、■■■さんがそれぞれ30年だそうです。農業従事日数は、■■■さんが250日、■■■さんが120日、■■■さんが80日、■■■さんが60日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■平米、畑が■■■平米、合計■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、耕運機2台、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

次に、受付番号30の詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、綾瀬市の農家台帳をご持参しております。こちらのほうでは、■■■■さん、■■■さんの2名が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の綾瀬市の

農家台帳において■■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■さん、■■さんとも50年、農業従事日数は、■■さんが300日、■■さんが180日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■平米、畑が■■■平米、合計■■■■■平米、借入地の畑が■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具として、耕運機1台、防除機1台、軽トラック1台を所有しております。こちらも取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 24日の金曜日に、現地調査班第4班5名と事務局2名、計7名で現地の調査をいたしました。29番、30番の両方の田につきましては、稲の刈り取り後で良好に管理されておりました。また、農地の交換による有効利用ということで、特に問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号29と30について、質疑のある方は一括でお願いいたします。

【19番委員】 今、この土地はまだ市街化調整区域なんですけれども、中新田ですね、将来というか、来年あたりには市街化に編入されてしまう可能性がある土地じゃないですか。そうすると、この土地の交換というのはいつまでなんでしょう。農地と農地との交換は、今現在できるけれども、中新田二丁目のほうは市街化に編入されるということは、その期限があるんですね。今回は問題は多分クリアできるのですけれども、今後、この土地の交換というのがもしあるとすると、いつまでの間だったら土地の交換ができるのか、まだ決まっていないのでしょうか。市街化に編入するという期間が。

【事務局長】 おっしゃられたとおり、まだ区画整理に関してははっきりとしたことは事

務局も分からないのですが、今、準備組合という段階になっておりまして、これが正式に組合として区画整理組合が成立していくと、市街化に向けて、市といろいろ関係づけて調整していくと。なので、令和5年のいつなのか、6年なのか、多分予定は設定されていると思うんですが、そこまではちょっと分からないです。当然そうなる調整区域ということになりますので、こういった事例というのは出てこなくもないのかなと。ただ、恐らく、市街化になる前に、簡単に言うと、その土地に手をつけないというようなことなされると思いますので、そうなったら、変な話、土地の利用ができなくなりますから、交換に至る人が実際に出てくるのかどうかということは、あまり想定はされないとは思いますが。ただ、あとは、この区画整理内に、区画整理イコール、市街化にはなるのですが、もしかしたら農地として残す場合もあり得るということになると、そこは農地ですから、市街化になっても、届出で済んじゃうんですけども、そういった事例は出てこなくもないのかなと思いますけど、ただ、私が聞いているところ、今度の区画整理で市街化になって、そこを農地として残すという計画は聞いていません。

【19番委員】 期日はある程度発表されるんですか。この日になるともう駄目だよという。

【事務局長】 今のところ予定はあるはずですが。例えば令和5年の5月、6月ぐらいから、組合が設立して、そこはいろいろ今後の計画のために使っていくので、作付けはしないとか、駐車場だったら駐車場の利用はしないとか、そういうのは恐らくあると思います。

【15番委員】 ■■さんもそうなんですけれども、今、田んぼをつくっておられる方にお聞きしたんですけれども、一応今年で作付けはおしまいと聞いております。作付けはもうできないというか、今年でおしまいだということは聞いております。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決に入ります。

まず、受付番号29について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続いて、受付番号30について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号31でございます。申請地は、門沢橋■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、ほか1名、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料3-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 この土地を見に行きまして、適正に管理はされていまして、■■■■■■■■■■さん、お父さんのほうは田んぼのほうをやっている、息子さんのほうも手伝っている世帯になりますので、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■■■■■■■さん、■■■さん、■■■さんの3名が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において■■■■■■■■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■■さんが40年、■■■さんが30年、■■■さんが5年だそうです。農業従事日数は、■■■さんが250日、■■■さんが280日、■■■さんが40日だそうです。■■■さんの世



帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具として、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 これも24日の日に調査班第4班で現地確認に行きました。今回の会議資料の3-1の写真のとおり、きれいに耕耘されておりました。世帯内贈与ということですので、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号31について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号31について、採決をさせていただきます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号11について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 今月の11月、申請の締め切り、11月15日時点で、まだ当事者や地元





るところがなく、本申請地のみが該当しました。地形や面積、位置関係も最適で、申請地は、現置場からも近く、位置関係や前面接道道路環境も良好であるとともに、置場としての利便性にとてもすぐれており、土地の利用効率や場内事故防止の観点からも十分な場内動線確保の面や、現本社の作業面積が600平米ほどあることから、それに近い面積である本申請の■■■平米が必要との理由です。

続いて、本申請地の立地基準については第2種農地になります。資料4-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地・第3種農地の要件に該当せず、市街化区域から500メートル以内の区域にある農地の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

続きまして、資料4-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上が北を指しております。被害防除等につきましては、敷地内を全面砂利敷とし、西側に出入口、南北に土留め鋼板を設置し、東側にはH鋼コンクリート板の土留めを設置し、隣接農地や農作物に支障がないような計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内の東側へ水が流れるよう勾配をつけて、その東側にはシステムパネル貯留浸透槽を設置し、敷地内で浸透処理する計画となっております。オーバーフロー分については、東側の水路へ放流する計画となっております。誓約書により、転用後の目的どおり、使用の制約や、隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、海老名市のまちづくり条例の協議も締結済みで、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

**【議長】** それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

**【6番委員】** 当該申請地につきましても、24日に調査いたしました。この土地につきましては、資料4-1に写真で示されておりますとおり、良好に管理されておりました。また、周辺の農地への影響等につきましては、申請図面書類等によりますと、土留め鋼板やU字溝を設置するとなっておりますので、このとおりやっただけであれば周辺の耕作には特に問題がないのではないかと思います。

われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

【19番委員】 この土地、現在は万能鋼板はやらないと、更地の状態で土留めの50センチの高さで周りを囲うということなのですけれども、5年後にこの周りを囲っちゃった場合というのは、我々としては何も規制することはできないのか、そういうことなんですか。

【事務局長】 5年後という話をされましたけれども、もし、これ、県からの許可が出ると工事を始めて、この計画が完了すると、完了届というものを市を經由して県に提出されます。それをもって基本的に許可された転用事業は終わり。と同時に、もしこれが5条の場合には、地目も所有権も移転していますので、その時点で農地ではなくなってしまうということで、市街化調整区域内の雑種地になりますので、もし5年後、そこを何かするといった場合、我々の農地法の許可は必要としないので、逆に開発とか、そういったものにもし該当するのであれば、そういう許可の中でそういうものができたり、フェンスは分かりませんが、そういう許可は要らずに、周りの地権者の方と了解してもらってやったりする場合もあるのかなと思います。いずれにしても、農地法からは離れてしまうという話です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号14を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書8ページから10ページ、日程第3、議案第60号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号31でございます。





(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号33について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書11ページ、日程第4、議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題いたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るよう申し出ることができる仕組みがあります。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときは、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事できなくなった場合、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願いが提出されました。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を、申出受付の日から1か月以内にします。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う当事者への斡旋をして、斡旋が整わなければ買取り申出を受けた日から3か月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みです。

議案書11ページ、受付番号3、申請者は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、買取り申出事由は、生産緑地法施行規則第5条第2号、買取り申出事由発生日は、令和5年9月19日、買取り申出事由発生者は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、続柄ですが、申請者は、買取り申出事由発生者本人とその娘です。買取り申出をする生産緑地は、国分北■■■■■■■■■■







地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全部で29案です。貸し借りを継続する計画案は28案、新たに貸し借りを始める計画案は1案でございます。また、貸し借りを継続する28案のうち、本日出席者の中で農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限を受けるものが7案あります。なお、この7案のうち1案が7番委員、6案が3番委員の関係です。そこで、効率よく進めるために、初めに、貸し借りを継続する28案のうち、議事参与の制限のある7案を受付番号46、受付番号36から41の順に審議し、そのうち、36から41については、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、続いて、残りの21案についても、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、最後に、新たに貸し借りを始める1案を審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議案書17ページ、受付番号46について、7番委員が貸し手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号46について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 申し訳ありません。説明の前に2か所訂正がございますので、そちらについてご説明させていただきます。

まず、議案書の14ページでございます受付番号35なのですが、こちらの貸し借りする農地の場所なのですが、中河内字北耕地となっておりますが、こちら、北ではなく南耕地になりますので、修正させていただきます。

もう1か所、続いて、17ページの一番下の受付番号48なのですが、こちらは地番に訂正がございまして、現在、793番となっているかと思うのですが、こちらが、申し訳ありません、257番の誤りですので



、いかがなのでしょうか。

【事務局長】 申し訳ございません、確認をさせていただいておりますが、現況が田でも、畑として利用すること自体は可能な場合もあり、昔、上河内のほうなんかは、田んぼが終わった後、レタス…。

【主 事】 現況、畑です。大変失礼しました。

【事務局長】 そういった場合もなくはないのかなというふうに認識しておりましたが、申し訳ございません、訂正があったそうです。

【議 長】 改めてよろしくお願いします。

【主 事】 大変失礼しました。こちら、議案書が誤りで、現況は畑になりますので。現況、畑で。

【20番委員】 48も一緒。

【主 事】 48。

【20番委員】 隣というか。

【議 長】 隣だな。地番から言うと。

【主 事】 48も同様です。失礼しました。現況、畑です。なので、46及び48の現況地目が、田んぼではなくて、畑です。

【議 長】 ほかに質疑のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号46について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

続きまして、議案書15ページ、受付番号36から41について、3番委員が借り手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号36から41について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 まず、受付番号36、借り手は、海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市本郷■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、海老名本郷■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。こちらは農業振興地域内、1件の継続の計画となります。この案件については、11月15日に事務局で現地確認を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。借り手は市内農業者であり、農用地集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

続いて、受付番号38、借り手は、海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市本郷■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。こちらは農業振興地域内、5件の継続の計画となります。こちらの案件についても、11月15日に事務局で現地調査を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。こちらも借り手は市内農業者であり、農用地集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

続いて、受付番号39、借り手は、同じく海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■■平米、ほか1筆、議案

書のとおりでございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。こちらは農業振興地域内、2件の継続の計画となります。こちらの案件についても、11月15日に事務局で現地調査を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。こちらも借り手は市内農業者であり、農用地集積計画の法定……。省略します。

受付番号40、こちらも借り手は、海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■■■、貸し手は、海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■■■、貸し借りする農地は、中河内■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

続いて、受付番号41、こちらも借り手は、同じく海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■■■、貸し手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、貸し借りする農地は、社家■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。農業振興地域外、2件の継続の計画となります。この案件について、11月15日に事務局で現地確認を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

以上、受付番号36から41についてご説明させていただきました。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

受付番号36から41について、質疑のある方は一括でお願いいたします。

【16番委員】 要するに貸し借りの期間なのですけれども、原則は例えば3年とか5年のケースがあると思うんですが、これ、当事者同士で決めるんですか。

【主事】 そうです。当事者間同士で話し合いしていただいて、決めていただいております。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号36から41について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、継続の21案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 続いて、議案書13から14ページ、受付番号30から35までの6件については、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

同じく議案書16ページから17ページ、受付番号42から45までの4件及び議案書17から19ページ、受付番号47から58までの12件につきましても、こちら全て継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上、継続の22件について一括で説明いたしました。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方は、一括でお願いいたします。

【19番委員】 42番の■■■■さん、この期間が12月1日から12月31日という、12月というのはありなんですか。大体は1月からの期間、始期と終期が1月からなんですけれども、こういう。

【主事】 こちら、1件のみ、新規なので、この後、別でご説明します。

【19番委員】 すみません、間違いました。







暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

それでは、受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号6、届出地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。貸人は、海老名市上郷■■■■■■■■■■、■■■■、借人は、海老名市上郷■■■■■■■■■■、■■■■でございます。農用地利用集積計画作成により行われておりました水田の使用貸借の解約となります。合意により解約する日は令和5年11月1日、土地の引渡し日は、同じく令和5年11月1日で行うという届出内容となっております。この農地につきまして、事務局で11月15日に現地調査を行い、農地として管理されていることを確認しましたので、こちらも特に問題ないと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書21ページ、(2)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地の一時使用についてでございます。

県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては農業委員会での確認後から現地を使用していただくようにしており

ます。

それでは、受付番号4、現地の案内図及び公図につきましては、資料8-1を御覧ください。

申請地は、大谷■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■平米、ほか3筆、土地所有者は、大谷北■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■、ほか2名、土地の使用者は、下今泉■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■、事業主は、勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、国分一号幹線排水路改修事業、目的は、国分一号幹線排水路改修事業作業ヤードとして使用したいとのことです。

こちらなのですけれども、資料8-1の広域図を御覧いただきたいと思えます。広域図のほうには表示していませんが、大谷水門前という交差点がございます。こちらから東側のほうに行っていただきますと、途中、道路が急に細くなっている部分があるのですけれども、そこに橋がかかっています。これは流れ橋という橋ですけれども、この橋を境に南側が永池川、その北側が、先ほど申しました国分一号幹線排水路というふうになっております。工事の内容なのですけれども、現在、この国分一号幹線排水路ですけれども、素掘りの排水路になっております。こちらに幅4メートル、深さ3.5メートルのボックスカルバートを順次設置していくという形になっております。その水路の両側、東西のほうですけれども、幅員2.5メートルの管理用通路が設置される計画になっております。

こちらですけれども、南側で今神奈川県がやっております永池川河川改修工事ですけれども、こちらとは違いまして、用地買収を伴う事業ではございません。期間のほうですけれども、令和5年12月1日から令和6年3月31日まで一時使用したいということでございます。本日、委員の皆様にご了承いただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 この国分一号線というのは、東部排水路とも呼ばれておりまして、水田の

水を落としたり、家庭排水等も流れたりしておりますが、大雨によりまして1年に数回土砂があふれ出ておりまして、毎年、大谷の生産組合から農政課のほうには、中のヨシが生えているのですけれども、それを片づけてほしいような要請をしているのが現状でした。数年続いておりまして、ここの整備は近隣の田んぼには要望が強くて、早くやってほしいというような意向でありましたので、そういう形で、永池川の整備とともに東部排水路の整備をしていただくというのは感謝しております。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書22ページ、(3)農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号8について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

議案書22ページ、受付番号8、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米のうち■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。資料でございますが、資料9-1に案内図及び写真、資料9-2で公図、資料9-3が土地利用計画図、資料9-4に平面図、立面図、断面図をお配りしております。転用者は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模については、資料9-4に記載してありますとおり、縦が5メートル73センチ、横が11メートル70センチ

の67.04平米で、鉄骨造であり、4面の手動シャッターであります。こちらは、先月の総会でお諮りしました同じ中野地区内の堆肥舎の隣にあった農機具用のハウスが、今回の届出の農地に同規模のサイズで建てられるとのことであり、防犯上の観点から、鍵付きのシャッターを設置し、主に農機具等を収納する目的で建てられるようです。こちらの案件については、法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するために、こちらに提出していただいたところでございます。現在、現地は農地として適正に管理されておりますので、特に問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 先月の後半、10月25日に■■■■■さんが自宅のほうにお越しになられて、もともと、今お話があった、先月あった鶏糞の場所の隣に実際建っているのですけれども、そこが開発によって全体的に売買が起こることによって、その倉庫をどこか別のところに代替として建てたいというお話があって、私のほうでも、現状、ちゃんとした耕作ができるような場所に建てるといふのと、もともとあったものを移転というか、建て替えなのですからけれども、そういう状況なので、私のほうでも押印をさせていただきました。特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、質疑をお受けしたいと思っております。どなたかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書23ページ、(4)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号273について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該

生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号273についてでございます。所在地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■■平米、ほか1筆、合計、680.52平米、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料10-1を御覧ください。

令和5年10月2日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、12月21日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を12月22日の金曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋のある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします。

次に、議案書24ページから25ページ、(5)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

24ページの農地法第4条の2件、25ページの5条の7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 議案書24ページから25ページ、農地転用届出による専決処分について、農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨が規定されておりますが、市街

化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

では、議案書24ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年10月1日から10月31日までの間に届出がなされたものです。受付番号22、23の全2件で、田が0平米、畑が338平米でございます。

続きまして、議案書の25ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和5年10月1日から10月31日までの間に届出がなされたものです。こちらは受付番号35から41の全7件で、田が0平米、畑が5,545平米でございます。これらの案件につきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【8番委員】 今年のたしか4月から、農地法の3条の下限面積という規定がありましたけれども、それが撤廃されましたよね。これを市の広報、もしくは農業委員会だよりでしたっけ、6月ぐらいに出していますよね。あれに掲示したらどうかというような私の友人から話がありまして、この件は議長とあと7番委員のほうにもメールでたしか行っているんですよ。それをやってもらえないかということなんです。たしか海老名市ではそれは出していなかったですね。海老名市の広報とか農業委員会だよりで、農地法3条が撤廃されたと。

【事務局長】 今年度はまだ農委だよりが発行できていませんでしたので、出してござい



ません。ただ、ホームページかな。

【8番委員】 載っているんですか。載っていればいいとは思いますが、私は見た記憶もないし、この会でちょっと。

【事務局長】 広報えびなでは4月1日号は、3月とか2月の作業ですが。広報えびなでは出していないような。あとは、ホームページにいろいろ農地法の許可とか届出の方法とかを書くんですけれども、それには撤廃は書いてあるものな。それは直しているんですが、直接生産者に対してお出しするような、例えば農委えびなとかでは出していないというか、農委えびな自体、まだ発行できていないので、出していないですね。あとは、お知らせだ。

【8番委員】 メールが来まして、写真入りで、これは厚木市ではこういうふうに出していましたということで、後でもしあれだったら、これを見てもらって。

【事務局長】 厚木のあれで確認しちゃいます。

【8番委員】 ということなんですけど。

【議長】 下限面積ということは重要なことなので、ですから、農家皆さんに周知していただくということはいいことだと思うんですよ。ぜひそういうような形で事務局サイドで検討していただけたらと。

【事務局長】 分かりました。機会がなくはないと思うので、そういった機会のときに、全農家さんと通知するような場合、会談するような場合、そこでもう一度方法を検討してみたいと思います。

【議長】 そういうことでよろしいでしょうか。

【8番委員】 お願いします。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日も引き続き慎重審議賜りましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年第11回定例総会を閉会とさせていただきます。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。